

保育所保育料表

単位：円

| 入所児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額(月額) | | | | | |
|-----------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 階層 | 定義 | 3歳未満児 | | 3歳児 | | 4歳以上児 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0 | | | | | |
| 第2 | 平成30年度(4月~8月は、平成29年度) ひとり親世帯等以外の世帯 | 9,000 (0) | | 6,000 (0) | | | |
| 第2 母子 | 市町村民税非課税世帯 ★ひとり親世帯等★ | 0 | | | | | |
| 第3 | 所得割課税額 48,600円未満 | 19,500 (9,750) | 19,300 (9,650) | 16,500 (8,250) | 16,300 (8,150) | 16,500 (8,250) | 16,300 (8,150) |
| 第3 母子 | ★ひとり親世帯等★ 所得割課税額 48,600円未満 | 9,000 (0) | | 6,000 (0) | | | |
| 第4 | 平成30年度(4月~8月は、平成29年度) 所得割課税額 97,000円未満 | 30,000 (15,000) | 29,600 (14,800) | 27,000 (13,500) | 26,600 (13,300) | 27,000 (13,500) | 26,600 (13,300) |
| 第5 | 市町村民税課税世帯 所得割課税額 169,000円未満 | 44,500 (22,250) | 43,900 (21,950) | 36,340 (18,170) | 35,740 (17,870) | 29,500 (14,750) | 28,900 (14,450) |
| 第6 | 所得割課税額 301,000円未満 | 61,000 (30,500) | 60,100 (30,050) | | | | |
| 第7 | 所得割課税額 397,000円未満 | 80,000 (40,000) | 78,800 (39,400) | | | | |
| 第8 | 所得割課税額 397,000円以上 | 85,680 (42,840) | 84,180 (42,090) | | | | |

※表中の所得割課税額は、住宅取得控除等の税額控除を受ける場合、その控除を受ける前の税額となります。

| 対象となる期間 | 平成30年4月~8月分 | 平成30年9月~平成31年8月分 |
|--------------|---------------|------------------|
| 階層決定の対象とする税額 | 平成29年度 市町村民税額 | 平成30年度 市町村民税額 |

備考1 平成30年4月1日現在の入所児童の年齢により、保育料を算定します。

【例】5月25日で満3歳になる児童が6月1日から入所した場合

→4月1日現在では2歳児ですので、保育料は3歳未満児として計算します。

2 上表の金額が、保育料の月額となります。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料は、次のとおりとなります。また、**多子世帯の軽減**として、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、小学校以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定します。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計をひとつと認められない場合は、軽減対象外となります。

①第1子……上段の金額 ② 第2子……()の金額 ③ 第3子以降……0円

なお、同一世帯から2人以上の小学校就学初期に達するまでの児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も算定対象人数に含めます。

3 ひとり親世帯等(障がい者世帯を含む)の認定については、国が別に示した基準どおりとします。また、ひとり親世帯等の軽減として、第4階層のひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、小学校以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定し、第3母子階層の金額となります。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計をひとつと認められない場合は、軽減対象外となります。

幼稚園等(1号認定)保育料

単位：円

| 入所児童の属する世帯の階層区分 | | 保育料(月額) |
|-----------------|---|--------------------|
| 階層 | 定義 | |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0 |
| 第2 | 平成30年度(4月~8月は、平成29年度) 市町村民税非課税世帯 | 3,000 (0) |
| 第2 母子 | (所得割非課税世帯含む) ★ひとり親世帯等★ | 0 |
| 第3 | 所得割課税額 77,100円以下 | 10,100 (5,050) |
| 第3 母子 | ★ひとり親世帯等★ 所得割課税額 77,100円以下 | 3,000 (0) |
| 第4 | 市町村民税課税世帯 所得割課税額 211,200円以下 | 20,500 (10,250) |
| 第5 | 所得割課税額 211,201円以上 | 25,700 (12,850) |

※表中の所得割課税額は、住宅取得控除等の税額控除を受ける場合、その控除を受ける前の税額となります。

備考1 上表の金額が、保育料の月額となります。また、小学校3年以下の範囲において、最年長の児童から順に第1子、第2子…とみなして算定します。なお、**多子世帯の軽減**として、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯については、小学校4年以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定します。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計をひとつと認められない場合は、軽減対象外となります。

①第1子……上段の金額 ② 第2子……()の金額 ③ 第3子以降……0円

2 本市から利用する施設に対し、各世帯の保育料について通知します。保育料は利用する施設への支払いとなります。また、ひとり親世帯等の軽減として、第3母子階層で市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯については、小学校4年以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定し、第1子は半額、第2子以降は無料となります。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計をひとつと認められない場合は、軽減対象外となります。

3 保育料とは別に、施設設置者が定める費用を支払いいただく場合があります(通園バス代、給食代、制服代などの実費や、職員を学級に複数配置する等質の向上を図るためにかかる経費など)。

平成30年度 保育料をお知らせします

問い合わせ 保育児童課 (市内線319)

平成27年度から始まっている「こども・子育て支援新制度」における保育所、幼稚園、認定こども園などの保育料が決定しましたのでお知らせします。

※本市内で平成30年度に新制度に移行する幼稚園はありません。従来どおり、各幼稚園が定める保育料を支払い、市民税の課税状況に応じて幼稚園就園奨励費補助の対象となります。※左記の保育料は、本市外の新制度に移行する幼稚園などを利用する場合に適用されます。